

# 的外

みのる法律事務所便り  
令和7年12月第428号



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL: 0191-23-8960  
FAX: 0191-23-8950

## い な べ ん だ べ ん く 田舎弁護士の駄弁句

201



首相が 憲法違反 堂々と  
いまこそ怒れ 一人ひとりが



令和7(2025)年12月1日  
あおぞらうきよのすて  
青空淳世乃繪

高市首相は、令和7(2025)年11月17日の国会で、「**中国が台湾周辺を海上封鎖した**」という仮定に対し、「**存立危機事態になり得る**」と答弁しました。

これまでの日本政府の見解では、存立危機事態と認定されれば、集団的自衛権の行使が可能となり、自衛隊を使い、海上封鎖を止めさせることができることになり、今回の高市首相の答弁では、中国が台湾近海の海上封鎖をすれば、日本は中国と戦闘状態となり得るということになります。

これは、戦争状態となるのですから、日本国憲法9条の戦争放棄の規定に真っ向から反することになります。こんなことを憲法制定権者であり、主権者である私達日本国民は許していいのでしょうか？日本国憲法は、「戦争放棄」、「戦力不保持」、「交戦権の否認」を明示しています。

高市首相のこの国会答弁は、明らかな憲法違反であり、断じて許してはならないと確信しています。即刻首相を辞めてもらうべきだと思います。その位国民は怒らなければならないことなのです。中国は目の色を変えて「高市首相の首をはねてやる」などと言う高官もいるようですが、中国側はともかく、まず日本国民一人ひとりが怒らなければならないのです。

高市首相の発言は、国会で堂々と憲法違反の発言をしたものであり、憲法99条の「**天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う**」という規定に明らかに反しています。

この規定は、国民に対して守らなければならないのですから、これを守らない高市首相の発言にはまず日本国民は怒らなければならないのです。辞任を迫らなければならぬ、解任しなければならないレベルの失言です。見逃してはならないのです。

## 間違いぞ 高市首相の 憲法観 教えましょう 正しい考え方



令和7(2025)年12月1日  
あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

高市首相の日本国憲法に対する解釈は、法律の専門家の弁護士の端くれである身としては、明らかな間違いがあると確信します。そしてその間違いは、日本国憲法の最も大事な部分、核心部分にあるのであります。見逃すことはできません。

これまで私が『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズの第1話『公共の福祉』ということば、第2話『社会正義の実現ということば』、第3話『安全保障のやり方』で述べてきた考え方方に反っていて間違いています。高市首相の憲法観は、明らかに日本国憲法に反しています。日本国憲法の心を蹂躪、つまり踏みにじっています。断じて許すことなどできません。

おこ  
痴がましいのですが、『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズ第4話として、『高市首相の国会答弁と憲法観』という駄弁本を書いてみることにしました。高市首相の憲法観は、日本国憲法に違反しているのみならず、日本国憲法の心を踏みにじるものであり、日本国憲法を生み出すために亡くなったり、ご苦労された方々のことを考えると許すことはできません。

56年間の弁護士活動を通しての体験を通じて書いた約200冊の駄弁本や全国各地での講演会、長く続いている研修会、多くの裁判や紛争解決を通じて得た正しいと確信するに至っている正しい憲法解釈を高市首相に教えたく、また、主権者の国民一人ひとりに知らせたいのです。それをするることは私の天職だと確信しています。

どんなものが出来るか、やってみなければ分かりませんが、高市首相の憲法観は、核心部分が間違っているということになるだろうと思います。それは日本国憲法の心を正しく理解していないからだと確信しています。

「公共の福祉」、「社会正義」、「安全保障」など、高市首相と私の考えは、水と油で、混じり合うことはないと思います。ともかく書いてみます。どちらが正しいかは、それぞれの判断にお任せします。

## 高市首相の憲法観は間違っています。!

令和7(2025)年11月25日付朝日新聞は、「改憲派・高市首相の憲法観」というタイトルの特集を掲載しています。

そこには、「憲法改正を唱えてきた衆院議員の高市早苗氏(64)が首相に就任した。<sup>とな</sup>敗戦後の占領下で制定されたことを問題視する、自民結党以来の押しつけ憲法論を継承しつつ、国民の安全を守るためにとして自由の制約にこだわりを見せる。政府や党の要職を務め、経済安全保障やサイバー攻撃対処といった新しい分野で、憲法が保障する人権との調整が必要となる立法を進めてきた。新たに連立を組んだ日本維新の会とは改憲論議の加速で合意。そんな高市氏の憲法観を探る」と書き出しています。

私は高市首相の憲法観は間違っていると確信しています。詳細は、この事務所便りでは述べませんが『警鐘ー危険を知らせたいのですー』シリーズ第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』において述べることにして、ここでは、ごく大まかな話をさせて戴きます。

高市首相の憲法観は、最も大事なところが間違っていると確信しています。それは、憲法9条の「戦争放棄」の規定と、憲法12、13条の「公共の福祉」の解釈です。高市首相の解釈は、これまでの自民党の基本的な考え方方に沿うものではありますが、これまでの自民党の考え方よりも強く戦争のできる国に向かっているようです。

高市首相は日本を戦争のできる国にするために、9条を改正することと、公共の福祉ということばで基本的人権や自由を制限できるという安倍政権の考えをさらに推し進めようという憲法に対する基本的姿勢だと確信します。

私はこの考え方には絶対反対です。この考え方には、日本国憲法の心に真っ向から反しています。日本維新の会も高市首相と似たような憲法観であり、自民党と維新の会の連立となったと思いますが、この連立政権は、自民党と公明党の連立政権より日本国憲法にとては危ない政権です。この政権には、警鐘を鳴らさなければならぬのです。

この政権は、明治維新政府が、「富国強兵」をスローガンに掲げ、日清戦争、日露戦争、日中戦争、太平洋戦争(第二次世界大戦)と戦争を繰り返し、太平洋戦争だけでも310万人(最近の調査結果では376万人)もの日本人が犠牲になったことを忘れてはいます。高市首相の盟友を自称するジャーナリスト櫻井よしこ氏などは「強い国」

を作らなければならないとテレビなどで強調し、高市首相の憲法観に賛同し、それに与するメディアも国民も少なくはないようですが、私は絶対反対です。

戦後80年間、戦争で1人の日本人も殺されず、1人の外国人も殺さずに今日に至っているのは、憲法9条のおかげなのです。このことを忘れてはならないのです。

高市首相や櫻井よしこ氏は、「強い国日本」と言いますが、オリンピックや世界野球大会なら応援しますが、「戦争に強い国」などはいらないのです。強い国であろうと、弱い国であろうと、戦争をすれば、多くの死傷者が出るのです。ウクライナ戦争では、ロシア側で戦死者数が最大約20万人、負傷者数は約40万人、ウクライナ側では死者約8万人、負傷者約40万人(いずれも2024年9月17日の報道)とも推計されている事実を、この女性達はどのように受け止めているのでしょうか。

偏見、つまり、公正を欠く見解と言われそうですが、女性の思い込みには、怖いものを感じます。戦前の女性にもこのような方が多くいたのではないかという気がしてきます。皆がそうではないでしようが、「思い込みの強い女性は恐い」という思いも個人的にはしてきました。

「鉄の女」などという女性の思い込みには警鐘を鳴らしたい気がします。「国を強くする」という考え方の裏には、個人の自由や人権は犠牲となつても止むを得ないという考え方が隠されています。この考え方は絶対に許すことはできません。個人の自由と人権は、何よりも大事にしなければならないのです。これは、近代憲法の基本です。

「<sup>りき</sup>働いて、働いて、働いて…」などと力む高市首相の顔のスジには恐怖さえ覚えました。警鐘を鳴らしたいのです。

小学校3年生の男孫は、「強くならなくてもよい。絶対に喧嘩はしないことに決めているから、空手もキックボクシングも習わなくてもいい」とジジイの勧めを断り、中学1年になつたら、「テストの結果は、自分なりに納得できているから、それでよい」と他人と比べたりしない姿を見ていると、ジジイの『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といつしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を実践しているようで嬉しいのです。

高市首相、櫻井よしこ氏などは戦力を増強し、戦争で勝てる国などを目指さないで、弱い国でもよいのですから、平和で一人ひとりが幸せと思える国を目指して下さい。国が強くなるより、一人ひとりの幸せの方が大事だと私は思っているのです。

## 新刊書の謹呈とご案内

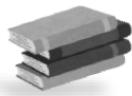
けいしょう  
『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズ

第1話 公共の福祉ということば

第2話 社会正義の実現ということば

第3話 安全保障のやり方

第4話 高市首相の国会答弁と憲法観



『生き方のハカリ』シリーズは、(1)『生き方のハカリの意義と理念』、(2)『世の中で使われている生き方のハカリ』、(3)『田舎弁護士が使っている生き方のハカリ』を発行し、この事務所便りをお読み戴いている皆様には謹呈させて戴いています。

いまは『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズを書いています。第1話『公共の福祉ということば』は、発行済みです。第2話『社会正義の実現ということば』、第3話『安全保障のやり方』は、現在三陸印刷株式会社様で印刷・製本中です。いまは第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』を書いています。

特にいま書いている『高市首相の国会答弁と憲法観』については、現在私が最も関心のある問題であり、日本国民に高市首相の国会答弁と憲法観は極めて危険性の高いものであることを知らせたいと考えています。

そのために、この事務所便り『的外(令和7年12月第428号)』の駄弁句は、前句のような2句となりました。高市首相の国会答弁と憲法観は、日本を戦争ができる国にしようとしているものであり、見逃すわけにはいかない最大級の危険であることを、国民の皆様に知らせなければならぬのです。

高市首相は、令和7(2025)年11月17日の国会答弁において、「中国が台湾周辺を海上封鎖したら、日本は自衛隊を使って、戦争をすることもあり得る」ともとれる国会答弁をしました。それを知った中国は、国を挙げて反発しています。既に中国は色々な手を使い、高市首相の前記国会答弁に対する報復行為に出ています。軍事行動とも思える動きも出てきています。この先、そのような行為はエスカレートしていくものと考えざるを得ません。

高市首相は、そのようなことを予測してあのような国会答弁をなしたものかどうか

は分かりませんが、高市首相のあの国会答弁は、国家存亡の危険さえあると思われる言動です。

「警鐘」とは、「火事や大水の危険を知らせるために鳴らす鐘。」という意味のようですが、高市首相の前記国会答弁は、火事や大水以上に日本国民の生命や安全に危険を及ぼす虞のある言動であり、そのことを国民に一日も早く知らせなければならぬことだと確信しています。

高市首相の憲法観は、9条を改正して、日本を戦争のできる国にするという考え方のようであり、この考え方は、日本国民の生命・安全に最も危険な考え方だと確信していますので、警鐘を打ち鳴らしたいのです。

高市首相の憲法観は、これまで書いた「公共の福祉」、「社会正義」、「安全保障」のいずれの点においても危険な憲法観であり、見逃すわけにはいきません。その憲法観のため、高市首相は、前記のような国会答弁に及んでしまったと確信していますので、高市首相の国会答弁と憲法観について、最も強く警鐘を打ち鳴らしますので、その音をお聴き取り下さい。

高市首相の令和7(2025)年11月17日の「日本は台湾周辺海域を、中国が封鎖したら、日本は自衛隊を使って、海上封鎖も打破することができる」と思えるような国会答弁は、对中国だけではなく全世界に強い影響を与えたものであり、その影響は世界の安全保障問題に大きな影響を与え、日本は戦争しない国どころか、世界の先頭に立って、戦争する国となってしまう危険があるのです。

このような日本国及び日本国民の安全を根底から覆すような危険なことを、高市新首相の国会答弁は、『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズの中でも特に重要で、いますぐ知らせなければならないことだと確信していますので、これまで書き終えた『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズの第1話、第2話、第3話に引き続き、できるだけ早く書き上げて発行するつもりです。

『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズは、まず第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』からお読み下さるようにご案内させて戴く次第です。

## 次回(令和8年1月24日)研修会のご案内

前回は、『生き方のハカリ』と題して、「人は心の中に、人生はどう生きたらよいか」という生き方のハカリを持たなければならない」という話を中心に進めました。「参考になった」とか、「面白かった」とか、「分かり易かった」などと思ひもかけない程好評でした。講演は会話ですから聴き手が上手であれば話し手は話し易く調子にのれます。前回は聴き手上手にのせられ気分よく話がきました。出席して下さった皆様には心から感謝申し上げます。

次回は『警鐘ー危険を知らせたいのですー』と題して、危ないと思うことについて「互いに気を付けましょう」という話をしたいと思います。

互いに気を付けなければならないということは、健康面、経済面、人付き合いなどあらゆる面にありますが、いま一番申し上げたいことは、「戦争」などの国と国の争いと「相続争い」などの身近な人の争いです。「どうしたら国と国との争いを避けられるか」という話と、「どうしたら夫婦、親子、兄弟などの争いを避けられるか」という話をしてみたいのです。危ないと思うところを知らせ、これを避ける方法を知らせたいのです。

どちらも心の持ち方が大事だと確信しています。日本国憲法は「戦争放棄」という日本国の心の持ち方を9条に明文で掲げました。私達一人ひとりも夫婦喧嘩はしない、相続争いはしない、まわりの人とは紛争は起こさないという心のあり方を日記帳にでも書き込んで、いつもそれを確認しながら暮らして参りましょう、などというレベルの話を身近な具体例などをあげながら述べたいと考えています。

いま皆様に一番知らせたい危険は、高市新首相の国会答弁と憲法観です。今回の事務所便りは、そのことを中心に述べてきましたが、次回研修会においても、その話を中心に話したいと思っています。

本に書きますと、後々まで残りますので、硬い話となってしまいます。講演、特に仲間内で話すときは、気楽に話せますので、軟らかい話ができます。本音が出し易く、分かり易く、楽しい話ができます。話す方も聴く方も楽しい時間となります。

今年の流行語大賞は「働いて働いて働いて働いてまいります／女性首相」と令和7(2025)年12月2日付朝日新聞は掲載していましたが、あの牝狐(男を

だます悪賢い女をののしつていうことば)のような顔で「**働け、働け、働け、働け、働け**」などと煽られたらまわりはどうなるのでしょうか。危ない気がしてなりません。

高市首相は日本初の女性首相となって張り切っているのはいいのですが、張り切りすぎて、やりすぎないでほしいのです。「過ぎたるはなお及ばざるがごとし」です。高市首相のやりすぎに警鐘を鳴らしたいのです。

年を取ってきますと、多くの女性の顔は「**お多福顔**」と「**般若顔**」のどちらかになっていくような気がします。お多福は丸顔でひたいが高く、ほっぺたがふくらみ、鼻の低い女のお面ですが、そのお多福顔は文字通り幸福が多く、自分もまわりの人も幸福にしそうです。長生きもできそうです。最近の調査結果では、年を取ったら小太りの方が健康で長生きするということが分かったとのことです。ガリガリより、ふっくらの方が健康面でも精神面でもよさそうです。

これに比べ般若顔は、あごがとがり、目はつりあがり、角のはえた鬼のようにおそろしい女の面のような顔です。高市首相の顔はいまは化粧した牝狐のような印象を受けていますが、「富国強兵」を掲げ、国民に戦争を求めるようなことをしていたら、どんどん般若顔になっていくような気がしてならないのです。

他人の顔のことなど言える立場にはありませんが、そんな話をまじえて、高市首相の国会発言や憲法観の持つ危険性などについて、『警鐘を鳴らす』というタイトルで話してみたいと考えています。こんな風に、他人の顔なども題材として取り上げ、肩の凝らない話をしてみたいのです。これは、仲間内の研修会だからできるのです。

少しは真面目な話もします。いま特に話したいのは、「高市首相の国会答弁と憲法観」についてです。それについては、いま『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズ第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』を書いています。次回研修会ではその話が中心となると思いますので、すでにできている「まえがき」を転載しておきますのでお目を通しておいて下さい。

すでに本文も大部書き上げていますが、まだ未完成ですので、本となったら、イの一番に、この事務所便りを読んで下さっている皆様に謹呈した上で、研修会の副読本として使うつもりです。本は硬い話となり面白くありませんので、仲間内の研修会では、誰にでも分かり易く、面白い話にして聴いてもらいたいのです。

次回は面白く、分かり易い話をするつもりです。その前に、硬い本を読んでおいてもらえば、より分かり易く、面白く聴くことができると思ないので、『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズ第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』のまえがきを末尾に転載しておきますので、お目を通しておいて戴ければ幸甚です。

難しいと思ったら、軽く斜め読みでもしてもらっておくだけで結構です。次回の研修会では、面白おかしく、分かり易い例を挙げたりして、楽しい話をしたいと考えていますので、本気で「読んで、読んで、読んで、読んで、読んで」などと顔に青筋を立てて頑張る必要はありませんので、気楽に目を通しておいて戴ければ十分です。

そもそも、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の勉強だけで知識を詰め込む勉強は十分なのに、それを繰り返すだけの大学に行ってさらに知識を詰め込むような勉強をしてきた現代の日本人の多くの人は、その上知識を詰め込むような勉強など不要だと確信しています。私がしたい勉強会は、知識を詰め込むことを目指していません。

「この世をどう生きたらよいか」という知恵を仲間内で見つけ出そうという目的と、それをしようと仲間が集まって有意義で楽しい時間を共有しようという目的なのです。いまさら知識などいくらかプラスしたって、クソの役にも立たないです。ほしいのは、知識ではなく、知恵なのです。

手許の国語辞典を開きますと、「知識」とは、「ものごとについて知っていること」とあり、「知恵」とは、「ものごとの道理をわきまえ、正しく判断したり、適切に処理したりする能力」と解説しています。知識と知恵は違うものなのです。

小学校、中学校の義務教育だけでは足りないで、高等学校、大学などで知識を詰め込んできた人に、これ以上の知識を詰め込むことは無用です。それでも足りないと思う人は、一人で辞書でも読めばいいのです。わざわざ 態々一堂に会して研修会などしなくていいのです。

私が研修会を開いているのは、まず仲間といっしょの時間を持ちたいからなのです。定期的に仲の良い友といっしょにいたいからなのです。そして、その仲間と互いの経験や試行錯誤から生み出した知恵を分かち合いたいからなのです。

毎日毎日経験を重ねて身に付けた経験則と、失敗を重ねながら生み出した知恵を互いに教え合って、この世を楽しく生きていく知恵を身に付けたいからなのです。決

して知識を増やしたいという考えではありません。

知恵を身に付けようという思いもそれほど強くはありません。仲間が集まっている中で、知恵を分け合えば、それはありがたいという程度のことです。無理して知恵を身に付けようなどという意識もありません。

仲間が定期的に集まって、顔を見せ合い、元気でいることを確認し合い、ほっとできれば、私の研修会は大成功なのです。それで十分です。年を取るに従って、家に閉じこもりがちとなり、仲間と会う機会がなくなってきたから、それを回避するために研修会という名目で仲間に集まつもらっているのです。ですが、研修会で勉強をしなければならないなどと力む必要はないのです。

「勉強して、勉強して、勉強して、勉強して、勉強して」などと青スジを立てる必要など全くないので。面白く、楽しく、そして互いにまだ元気だということを確認し合えば、私の研修会は目的を達成することになります。

そういう研修会の中で、「そう言われれば、そういう生き方をした方がよさそうだ」ということが一つでも見つけ出せたら望外の喜びです。そんな思いの研修会です。次回令和8年1月24日(土)の研修会には、是非ご出席下さいますようにご案内申し上げます。お待ちしています。

今回はこの事務所便りといっしょに、発行済みの『警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズの第1話『公共の福祉ということば』を同封します。前述したように、次回研修会では、『警鐘－危険を知らせたいのです－』の第4話『高市首相の国会答弁と憲法観』について主に話したいと考えていますが、今回同封した第1話をお時間のある方は斜め読みでもして戴くと、研修会での話もより分かり易くなると思います。

来年は難しい話と思われることを分かり易く、面白く話したいと考えていますので、駄弁本を読んで戴くだけではなく、研修会へ出ていっしょに勉強して戴ければ、何よりだと思いますので、どうぞ宜しくお付き合い下さるよう、心底よりお願ひ申し上げます。

来年も良いお年となることを心から願っています。来年も宜しくお願ひ致します。



## まえがき

—高市首相の国会答弁と憲法観は、日本国憲法の心に反しています—

令和7(2025)年11月25日付朝日新聞は、「改憲派・高市首相の憲法観」というメインタイトルと、「自由よりも公の秩序 自民草案に共鳴」というサブタイトルの特集記事を掲載しました。

それには、「<sup>とな</sup>憲法改正を唱えてきた衆院議員の高市早苗氏(64)が首相に就任した。敗戦後<sup>せんりょうか</sup>の占領下で制定されたことを問題視する、自民結党以来の押しつけ憲法論を継承しつつ、国民の安全を守るためにとして自由の制約にこだわりを見せる。政府や党の要職を務め、経済安全保障やサイバー攻撃対処といった新しい分野で、憲法が保障する人権との調整が必要となる立法を進めてきた。新たに連立を組んだ日本維新の会とは改憲論議の加速で合意。そんな高市氏の憲法観を探る」という書き出しで、高市氏の憲法観が述べられています。

この特集を読んで、高市氏の憲法観は非常に危険であり、日本国憲法はこのままでは高市氏やそれに与する勢力によって、大事な部分が侵害されかねないという危機感を持つに至りました。

高市氏の憲法観は明白な憲法違反であり、首相としては憲法99条の定める「公務員の憲法尊重擁護義務」に反するものであり、見逃すことのできないものです。天皇さえ守らなければならない義務に、首相自身が積極的に反しているのです。このことを一日も早く主権者である日本国民に警鐘を鳴らし、危険を知らせなければなりません。そんな思いでこんな駄弁本を急いで書き始めました。

高市氏の憲法観が一個人としての見解であるうちは、特に述べるつもりはないのですが、首相としての立場での見解となれば見逃すことはできません。一国の、そしてその構成員である国民一人ひとりの幸、不幸に影響を与えかねないですから、放置できないのです。

弁護士という法律家の端くれとしては、首相という立場の高市氏の憲法に関する見解については、その一言一句に対し、評価、批判をせざるを得ないです。それは弁護士に与えられた憲法上の地位と資格から発生する職責であると確信しているのです。のみならず日本国の主権者として、憲法制定権者として、主張しなければならないのです。

弁護士法第1条第1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、その法律上の使命を果たすためにも、首相の間違った憲法観は正さなければならないと考えているのです。

そのような自覚に基づいて、高市首相の憲法観に関し、その見解は憲法違反であり、首相としては個々の憲法の条文の解釈の誤りと、全体として高市首相の憲法に対する姿勢は、憲法尊重擁護義務違反であり、日本国憲法の心に反していることを指摘してみます。

主権者である国民一人ひとりは、この駄弁本を読んで高市首相の憲法観は核心部分において、憲法違反であり、憲法の心に反していることを認識して、高市首相の言動を監視して、その誤った憲法観を正さなければならないのです。

高市氏は首相となって日は浅いのですが、さっそく「日本は中国と戦争することもある」ような発言を国会でするという暴言を述べたことになります。このまま暴走させては日本国は日本国憲法の心から離れてしまい、取り返しができない状況とされてしまう恐れさえあります。いまこの状況は、国民一人ひとりが正さなければならないのです。

『警鐘一危険を知らせたいのですー』シリーズ第4話は、『高市首相の国会答弁と憲法観』と題して、高市首相の憲法観は憲法の核心部分において誤りがあることを指摘し、その誤りを主権者である国民はどのようにして正したらよいかについて述べることにします。

国民一人ひとりにそれぞれの考え方があり、その憲法観にも違いがあると思いますが、56年間弁護士として活動させてもらい、安全保障問題に関するだけでも30冊を超える駄弁本を出している田舎弁護士の警鐘に耳を傾けて戴いたら望外の喜びです。高市首相の憲法観は、憲法違反であり、日本国憲法の心に反していることを知らせたいのです。取り戻しができない状況になる前に、一日も早く、強く、警鐘を鳴らしたいのです。



令和7(2025)年12月1日  
田舎弁護士 千田 實